

明治政府の宗教政策とキリシタン集落

内藤 幹 生

はじめに

明治六年（一八七三）にキリシタン禁制の高札が撤去されたことは、大きな宗教政策上の変化であり、近世から近代への時代の転換を示す出来事の一つであった。幕藩体制下では、徳川家康が慶長十七年（一六一二）に禁令を布告して以来、幕末・維新期までキリシタン信仰は禁止された。しかし、キリシタン禁制高札撤去をもって、禁教は解除され、長く久しく信仰を潜伏して保持していたキリシタンは「禁制」という宗教政策上の規制から解放されたのであった。その原動力は厳しい禁制下において何世代にもわたり信仰を継承していったキリシタンの強靱な信仰心であった。キリシタンの潜伏下における信仰や行為は、「禁制」という規制からの解放の原動力となる活動でもあったとすることができよう。しかし、「禁制」を解放させたキリシタンの強靱な信仰心は彼らを取り巻く村社会・地域社会内部では新たな問題も発生した。本論文ではそのような禁教解除後のキリシタンの行為と信仰をめぐる動向を検討し、禁教解除が彼らを取り巻く村社会・地域社会に与えた影響について考える。そして、禁教が解除されたことにより、キリシタン集落内部はどのように変化したか明らかにする。禁教解除後のキリシタン集落内部の状況を記した記録からその動向を見ていく。

一 キリシタン禁制下のキリシタン集落―信仰隠匿と村社会

江戸幕府のキリシタン禁制政策は厳しいものであったが、キリシタンは信仰を隠匿し、代々継承した。そして、幾度かキリシタンの存在が露顕する事件も起きている。潜伏キリシタンが存在していた肥前国（長崎県）では、幕府のキリシタン禁制政策を

決定的にした島原・天草一揆（島原の乱）終結から幕末に至るまで、数回のキリシタン露顕事件が発生している。明暦三年（二六五七）の大村崩れ、寛政二年（二七九〇）の浦上一番崩れ、天保十三年（一八四二）の浦上二番崩れ、安政三年（一八五六）の浦上三番崩れである。そして、場所は肥前国ではないが、文化二年（一八〇五）に肥後国天草地方で天草崩れがおこっている。

十七世紀半ばに起こった大村郡崩れは、島原・天草一揆以降キリシタンの潜在的拡張を恐れた幕府が宗門改役の井上政重の指導により全国的に潜伏キリシタンの摘発が進められる中で起こった。潜伏キリシタンの摘発を契機に宗門改の徹底化政策が模索されている中で、大村藩領内で大量に潜伏キリシタンが露顕したのであった。島原・天草一揆によりキリシタンの脅威を改めて認識した幕藩権力は、禁制の徹底化をどのように構築していくかという必須の課題とした。したがって露顕されたキリシタンに対しては厳罰で対処した。また、そのような幕藩権力のキリシタン政策に対して村社会は無力であり、抵抗することなく従った。

そして、近世後期に再びキリシタン露顕事件が起こった。浦上一番崩れ、浦上三番崩れ、天草崩れである。これらの事件が起こった時には大村郡崩れから一世紀半以上の年月が経っており、この間に幕藩権力のキリシタン認識も変化した。そのため幕府の対処も変化した。

浦上一番崩れは、寛政二年（二七九〇）に起きた。これはもともと肥前国浦上村山里的キリシタン十九名が村内の山王社の仏像建立のための醸金を拒否したことを発端とする事件である。醸金を拒否した浦上村のキリシタンは、庄屋高谷永左衛門とその一族により長崎奉行に異宗信仰を密告され吟味が進められた。しかし、密告された十九名のキリシタンは証拠不十分として釈放された。事件は一件落着いたかに見えた

が、庄屋方はその後も執拗に内密で異宗信仰の証拠をつかもうとし、さらに五人が密告により捕らえられた。この時に浦上村の村民は信仰に関係なく一丸となって異宗信仰を疑われて捕らえられた者の出牢嘆願書を長崎奉行に提出している。最終的に長崎奉行が異宗徒の存在は認められないとする報告書を幕府に提出して、異宗徒の存在は否定されて事件は落着いたのであった³⁾。

天草崩れは、文化二年（一八〇五）に肥後天草郡の大江村・崎津村・今富村・高浜村で、島原藩の執拗な探索により五〇〇〇人余りの異宗信仰者が露顕した事件である。幕領天草を預かり地としていた島原藩は、寛政十一年（一七九九）頃から密かに異宗徒探索を始めていた。そして、今富村庄屋演五右衛門が中心となり異宗徒探索を進め、探索結果を島原藩に報告した。その結果、島原藩は天草地方における異宗徒の実態を詳細につかむことができた。そして、島原藩の指導のもとで天草地方の庄屋による吟味を進めた結果、五〇〇〇人余りの異宗信仰者の存在が明らかになった。この事件は、最終的に異宗信仰を改宗することを前提に文化三年（一八〇六）三月に許され、解決した。この時に村社会では異宗を信仰していない者（非キリシタン）が異宗信仰者を摘発するような動きはなく、双方が一丸となり、問題が大きくならないように謝罪文を血判で島原藩に提出している。また、村民は「心得違い」の異宗の存在を認め、異宗信仰者は改宗することを約束した⁴⁾。

この二つの事件における村民と庄屋の対応は極めて対照的である。庄屋は幕府・藩の探索とは別に執拗な異宗探索を進めていたのに対して、村民はキリシタン（異宗徒）と非キリシタンが一丸となって、異宗問題（キリシタン露顕事件）を拡大させないようにした。

このような村民の動向は、村民が異宗問題の拡大を村落秩序に対する脅威と位置づけ、問題をできるだけ穏便に済ませたいと望んでいたことを示している。禁制下で信仰を隠匿している状況の中において村社会内部（キリシタン集落内部）では、キリシタン・非キリシタンが一体となって村落共同体を運営していたのであった。キリシタンの生活基盤は村社会なのであった。

浦上三番崩れは時代がやや下った安政三年（一八五六）に起こった。事件の発端は密告によるとされている。開国による外国船来航にともない、異宗（キリスト教）が日本国内に広まるようになれば一大事になるとのことで、長崎奉行は隠密による探索を行ったところ異宗信仰者が露顕した。この時に露顕したキリシタンを厳しく吟味し

た結果、異宗徒の信仰組織や異宗信仰の教義内容等がかなり詳細に明らかになった。異宗徒には最高指導者で、教義、日繰り（キリシタン暦）の繰り出し、儀礼等をつかさどった触頭、洗礼を行った触頭、触頭を補佐し、惣頭と各家の連絡役を行った間役という組織が存在することが明らかになった。教義内容は信心する者は現世において田畑の作物の出来が良くなり、諸願成就し、福德延命し、来世はハライソ（パライソ＝天国）で再生して無限な歓びや楽しみを得られるとして、現世利益と来世救済をセツトに信仰し、イエス（記録上ではリウス）の誕生の様子やユダの裏切り、クリスマスなどの記載のある信仰暦等が明らかになった。これは、キリスト教の教義とはややずれているものの、明らかにキリシタンの教義内容であった。

しかし、捕らえられたキリシタンは「御制禁の耶穌宗門とは別宗にて、異宗と申伝」として、禁制であるキリシタン信仰でなく、異宗であると主張した。長崎奉行は、吟味の結果、幕藩制秩序に適合する信仰と認めなかったが、主張の通り、キリシタンとは別の異宗であると判断された。そして、長崎奉行は、異宗徒は摘発されたものの、キリシタンは存在しなかったと幕府に報告し、事件は落着いたのであった。浦上三番崩れでも、幕藩権力は教義内容等が明らかになりながらも、キリシタン信仰を異宗として認識した。幕藩権力による吟味では、キリシタン信仰は認められなかったのである。そしてキリシタンも自分たちの信仰をあくまでも異宗であるとした⁵⁾。

このように、近世後期のキリシタン露顕事件では各事件において違いがあったものの、キリシタン信仰は認められず、キリシタンも自分たちの信仰を否定し、隠匿して保持した。しかし、慶応三年（一八六七）に始まる浦上四番崩れでは、そのような状態が一転する。キリシタンは隠匿する信仰態度から、公に表明する信仰態度に変化させたのであった。キリシタンが信仰態度を変化させたことにより、村社会内部のあり方も大きく変化した。

二 明治政府のキリシタン（キリスト教）政策

幕府が大政奉還をした後に政権を踏襲した明治政府は、そのままキリシタン問題も幕府から引き継ぐこととなった。成立時の明治政府は祭政一致を宣言し、神道国家主義の政治方針を明らかにした。慶応四年（一八六八）四月には神祇官が太政官七官の一つとして設置され、神祇および祭祀に関する行政をつかさどった。政府は天皇を頂

点とする絶対主義国家をめざし、神道家や平田派国学者を神祇官僚として登用した。神祇官が設置された直後に、政府は定三札、覚二札からなる五榜を掲示し、定三札は江戸幕府の政策をそのまま継承するものであった。その中の第三札はキリシタンと邪宗門を堅く禁ずる定めであり、明治政府のキリシタン（キリスト教）政策も江戸幕府の政策をそのまま継承し、政策に変化はなかった。

神道国教化政策は明治元年から四年（一八六八〜七一）の間に展開された。慶応四年三月に政府は太政官布告により神仏判然令を出し、神仏分離を進めた。諸神社に対して、所属する僧侶に還俗を命じ、仏像を神体として配置することを禁じ、社内にある仏像仏具は除去された。これにより全国各地では廃仏毀釈運動が展開した。そして、政府は神道国教化政策推進のために明治二年（一八六九）に神祇官の中に宣教使を設置し、神道による教化に本格的に乗り出した。宣教使の設置はまた、浦上村などの九州地方に存在するキリシタンが信仰し、当時西欧列強の宣教師たちが布教し始めた邪宗門キリスト教の日本国内蔓延を阻止し、天皇を中心とする祭政一致の精神を高揚させることを目的とした。

長崎浦上村では明治元年にキリシタンの神道転宗・教化を目的として皇太神宮が創建された。そして、浦上村を中心としたキリシタンに対応するために長崎県氏子仮規則を定めて実施した。また、明治二年四月五日には宗門人別帳が廃止され、日本国民は寺請制度から解放されたが、これにかり政府は大小神社氏子取調令を出して、氏子改を全国的に実施し、強制的に神道を信仰させようとした。⁶⁾

明治政府が神道国教化政策を押し進めていった大きな目的は、天皇を中心とした国体の確立であった。そして、天皇中心の国体の成立実現のために江戸幕府から踏襲したキリシタン禁圧政策を政府は利用したのであった。長崎浦上村を中心としたキリシタンの処分問題は、政府の神道国教化政策推進のための恰好の口実となった。

幕末期の慶応三年（一八六七）にキリシタン禁制解除の直接的契機となる事件が発生した。それは浦上四番崩れである。この事件の大きな特徴は、浦上村のキリシタンが信仰を隠匿することなく、公然と表明したことである。キリシタンが禁教である信仰を表明したことは国家・社会に大きく影響した。

事件の始まりは慶応三年三月に浦上村山里本原郷の三八が、母親たかの葬儀を檀那寺聖徳寺に無断で、自分達のやり方（自葬）で行ったことによる。⁷⁾ その後も潜伏し、信仰を隠匿していたキリシタンは、親族が死去すると次々に自葬し始めた。浦上村の

キリシタンは、長崎の外国人居留地に建設されたカトリック教会（大浦天主堂）を見物に行くようになり、慶応元年（一八六五）二月二十日には大浦天主堂に派遣されていた宣教師プティジャンに信仰を告白し、それは「キリシタンの発見」、「キリシタンの復活」と称された。⁸⁾ キリシタンは長い潜伏期間に宣教師の到来を待ち望んでいたのであるが、実際に宣教師と接触することにより信仰心が高揚し、信仰態度も変化したのであった。

キリシタンの信仰態度が変化したことは、当然、権力側との関係や彼らを取り巻く村社会との関係に大きな影響を与えた。

権力側（幕府）は、信仰を隠匿していた段階では、キリシタンはあくまでも信仰を否定しており、また、信仰以外の面で幕藩体制に順応した模範的な農民であったためにあえて摘発はしなかった。しかし、禁制であるキリシタンの信仰を公然と表明し、寺請を拒否して自葬を行うなど明らかに幕府の政策に反目する行動を取ったため、彼らの行為を無視することができなくなり、召捕らえた上で、彼らの行動と信仰内容が心得違であることを申し聞かせようとした。そして、慶応三年六月にキリシタンの主要人物六十八人が捕縛された。捕らえられたキリシタンたちは拷問の上、改宗を迫られ、二十一人が棄教を表明した。⁹⁾

こうして、信仰表明した浦上村のキリシタンたちは幕府により弾圧されたのであるが、これに対して西洋列強の公使は内政干渉をしないとしながらも、幕府役人によるキリシタン捕縛をキリスト教徒に対する弾圧行為と見なして猛烈に抗議した。幕府は公使に対して、入牢者に拷問を行わないとし、キリシタンの釈放も約束した。しかし、同時に大浦天主堂の宣教師に浦上村のキリシタンと接触しないように指導することを申し入れた。

幕府のキリシタン禁制政策を踏襲した明治政府は浦上村キリシタン総流罪というさらに激しい弾圧を行い、少なくない殉教者も出た。しかし、西洋列強の圧力と流罪先でのキリシタンの抵抗により、対処を迫られ、最終的に明治六年（一八七三）三月に流罪先のキリシタンは帰村となった。そして、直前の二月二十四日にはキリシタン禁制の高札は撤去されて禁教は解除されたのであった。

キリシタン禁制の高札が撤去され、禁教が解除されると、キリシタンを規制し、排除してきた国家秩序から彼らは解放された。そして、キリシタン（キリスト教）の信仰は一定程度自由になった。しかし、キリシタンを取り巻く村社会・地域社会からは

自由にはなれなかった。明治政府による規制から解放され、公然と信仰表明するようになったキリシタンを村社会は却つて忌避するようになった。禁制解除はキリシタン集落内部に影響を与え、村社会のあり方も大きく転換することとなる。

明治政府が王政復古と祭政一致の理念を掲げて神道国教化を押し進めた策略は様々な抵抗や軋轢を生んで挫折をした。西洋を模範とする近代国家の内実を整えていくためには、政教分離の確立や信教の自由の保障が必要であるとする意見も出てきたのであった。維新政府の神道国教化政策は軌道修正せざるを得なくなった。このように神道国教化政策が挫折し、政教分離やキリシタンの信仰を含む信教の自由が国家レベルで論議され始め、キリシタンが国家による規制から解放されていく中で、キリシタンと彼らを取り巻く村社会・地域社会の間で信仰をめぐる問題は惹起したのであった。

三 キリシタン禁教解除とキリシタン集落

キリシタン禁制の高札が撤去され、禁教が解除されてから、キリシタン集落内部はどのように変化したのであろうか。禁教解除がキリシタン集落に与えた影響について、信仰をめぐる事例を取上げ、以下に検討する。

1 禁教解除前後のキリシタン集落の状況

次にあげる事例は禁教高札撤去後の長崎県平戸地区におけるキリシタンの信仰をめぐる動向である。平戸地区における幕末・維新期のキリスト教布教は、浦上村のキリシタンが信仰のネットワークを広げようと平戸島を訪れたことに始まる¹⁰⁾。そして、禁教高札撤去目前の明治五年（一八七二）頃からキリシタンと非キリシタンの間の確執が表面化し、信仰をめぐる問題が発生した。そうした状況を長崎県令は憂慮し、太政官大内史にその模様を報告させている。

一、右耶蘇宗徒者管内所々ニ散布致シ居候中、別而八十二大区紐指村ト申所、昨壬申四 月已来、双方確執甚敷、度々論争も引起シ候ニ付而、官員出張、及説諭候得共、固ク承服可仕様モ無御座、双方共只暫之取鎮メ迄致置候処、当春ニ至リ田地其外家屋等之儀ニ付、他宗ヨリ様々難題申懸ケ候末、耶蘇宗徒方別紙之通申出候、併一ト先ツ同区戸長限ニ而取鎮メ置候得共、近比又々論争ニ及ヒ、

双方共闘争ニモ至リ可申程ニ成行候末、耶蘇徒廿四五人県庁江出訴候ニ付、當時官員出張之旨県地ヨリ申越候事、

（中略）

一、従前之高札揭示最早人々熟知之義ニ付、云々之御布令ニ付、取除候後公然御免許ト相心得候模様ニ而、願書杯ニも切支丹宗ニ立入候段書頭シ候程之事ニ而、村中ニ而者猶更相憚候体無之成行候事、¹¹⁾

これによれば、八十二区平戸紐差村は明治五年四月以来、キリシタンと非キリシタンの確執が激化し、度々論争も起きているので、官員が出向き説諭したが納得しなかった。官員は双方をしばらく取鎮めたが、当春（明治六年春）にキリシタンは、田地や家屋のことに關して非キリシタンから難題を出されたため、ひとまず戸長が取鎮めたが、近頃また論争となり、闘争になったため、キリシタン二十四～五人が県庁に出訴したという。そして、高札は人々が最早熟知しているため、布令により取り除くと、キリシタン宗に入信するなど書き表し、村内ではなお遠慮ない状態であるという。

ここに、キリシタン集落平戸紐差村における状況の様子がよく示されている。禁教高札が撤去され、キリシタンが信仰を公表したことで、このように村内はキリシタンと非キリシタンは分裂したのであった。

2 村行事の拒否

禁教から解放され、信仰を表明したキリシタンは自分たちの信仰以外を拒否する行動を取るようになった。そしてそのようなキリシタンの動きは村社会では問題となるのであった。次にあげる事例は平戸紐差村・宝亀村においてキリシタンが村の神事・仏事を拒否し、他宗（非キリシタン）と不和となり、状況を危惧した長崎県大属が政府に報告したものである。記録は禁教解除直前の明治五年のものであるが、この時には流罪となった浦上村のキリシタンの帰村も決定しており、キリシタンの動向に対して権力側はほとんど放置していた。権力側は放置したため、キリシタンは信仰に関する積極的行動に出た状況を記した記録である。

平戸県管内紐差村・宝亀村ト申所江異宗之徒有之、然ニ先般伊勢大麻御頒布云々、且又葬祭之儀ハ神官・僧侶ニ頼、自葬祭不相成云々、御布告有之候ニ付、県ニ於テ

毛小前末々迄無漏及布達候処、右異宗之者ハ総而伊勢大麻拜受不致、自葬祭も亦勝手ニ致候段、公然ト戸長江申立、従来氏神ニ雨乞・虫祈禱之節者、村中農民拳而祈念致来候得共、彼宗之者ハ關係不致、依之正宗之者自然ト不和を相直シ、……⁽¹³⁾

これによると、平戸(平戸県)紐差村・宝亀村のキリシタン(異宗徒)は、頒布された伊勢大麻を拜受せず、自葬祭を勝手に行うと戸長に公然と申し立て、以前は村中挙げて氏神に雨乞い・虫祈禱等を行ってきたが、異宗徒(キリシタン)は関わりうとしなかつたため、正宗(非キリシタン)と不和となったという。このような状況は紐差村・宝亀村の戸長の報告にも記されている。

長崎県下第八十二大区

紐差村

宝亀

村民より申出候ヶ条大畧

- 一、当春異宗ニ立入候砌、神仏并祖先位牌焼捨候事、
- 一、最近神仏之ニ葬ニ限、自葬不相成旨、先般御布告之趣も有之候処、異宗之者ハ自葬勝手ニ可致旨申出候、

(中略)

- 一、古来より割田ヲ作候者ハ、氏神を初、其外村中神仏ニ拘り候諸入費、何レモ身分相応之出納仕候極メニ御座候へ共、神仏ニ拘り諸役目出納等不仕候、

(中略)

- 一、田方植付後、虫出来候節ハ、従前より社寺江相頼、虫退散之祈禱致し来候処、異宗之者一切關係不致候ニ付、諸入費も総而正宗之者而已取賄候事、
- 一、早魃之節ハ村中拳テ雨請之為メ社參、又ハ雨乞祈禱致来候処、異宗之者ハ一切罷出不申候事、

(中略)

- 一、此度 伊勢大麻拜受不仕旨申出候ニ付、御国法ニ戻候段説諭相加へ候得共、如何様ニ天理ニ背キ候而も拜受不仕旨申出候事、

右之次第二而、第一国法ニ背キ、且又郷約ヲ破り候ニ付、是迄通り互ニ相親睦シ交際致兼、当春以来郷掟之通り取計可申段村役場へ申立候得共、強而御差留御座

明治政府の宗教政策とキリシタン集落

候ニ付、是迄穩便ニ差置候得共、余リ御処置御延引相成候間、血氣若者坏、不堪憤懣、憤ヲ発シ、如何様手荒之所業ニ押移候茂難計、甚々大切至極奉存候、前文申上候通、最早此後ニ及候而者、正宗之者説諭出来仕候見込、更ニ無御座候、

これによれば、異宗(キリシタン)に入信した者は神仏や先祖の位牌を焼き捨て、自葬を勝手に行い、神仏に関わる村の諸役への出納をせず、これまで村中挙げて行ってきた虫払いや雨乞いの祈禱も一切せず、この頃に頒布された伊勢大麻も拜受しなかつたという。そして、キリシタンのこのような行動は国法に背くことであり、郷約を破ることもあるので、これまで通り親睦して付合うことはできなくなり、(村民は)村役場へ申立てをしたという。そして、処置は穩便に行われていたため、血氣の若者などは手荒な手段に移しそうな事態であるという。

そして、同じ記録には次のような状況も報告されている。

- 一、是迄家頼母(子脱力)講ト唄、譬ハ三十軒之所ハ、夫ヲ一組ニシテ操廻シ、助力ヲ以茅繩等持寄、屋根葺替等仕来候得共、異宗ニ立入候者ハ、萬事引離候ニ付、

平戸紐差村ではこれまで頼母子講を組み、茅や縄等を持ち寄り、屋根の葺き替えなどを行い助力してきたが、異宗(キリシタン)に入信した者は離れたという。

このようにキリシタンは、信仰面に関して自分たちの信仰以外のものを排除し、村社会の役割にも関係する信仰行事も拒否するようになったのであった。禁制下で信仰を隠匿していた段階ではキリシタンと非キリシタンが一体化して村社会を運営していたのであったが、禁教解除となり、キリシタンが信仰表明してからは、キリシタン・非キリシタンの確執が表面化し、村内分裂へと変化したのであった。

雨乞いなどの習俗的信仰行事は、浦上三番崩れの調書で、惣頭吉蔵の証言内容に毎年四季土用中に一度ずつ「五穀豊穣、国土安全報恩の祭事、雨乞并流行の悪病除」を浦上村キリシタンが行っていたとあり、禁制下では雨乞い祈禱などの習俗的信仰行事を行っていたと思われる。それが、禁教解除となり信仰表明すると、このような信仰行事をキリシタンは排除するようになったのであろう。

また伊勢大麻は神道国教化政策の一環として明治四年(一八七二)十二月に神祇省からの布達により、府県庁から戸長を通じて各家に頒布されたのであるが、その際に

は各地で軋轢が発生した。キリシタンも伊勢大麻頒布には抵抗したのである。⁽¹⁷⁾

3 宗門改制度廃止後のキリシタン―近代戸籍制度へのキリシタンの対応

キリシタン禁制高札撤去は前述した通り、権力による宗教政策上の近世から近代への時代の転換を意味した。禁教高札が撤去された明治初期にはキリシタン禁制に関連した諸制度も廃止となった。明治四年（一八七二）には宗門人別改帳に代わり戸籍法が施行され、宗門改制度は崩壊となった。

しかし、法的に廃止となったものの、伝統的な村社会・地域社会では近世期に定着した寺請は慣例として根強く残った。そして、新しく導入された戸籍にも宗門人別帳の性質は残り、寺院・氏神の記載があった。次にあげる事例は、キリシタン集落である佐賀県馬渡島で明治七年、キリシタンが戸籍の氏神・寺院の記載をしなかったことで問題となった記録である。

第卅大区一小区馬渡島

千三百十八番屋敷、農

牧山源吉ヨリ

千三百四十六番屋敷、農

山本仁作マデ

合二十九戸

右之者共切支丹宗徒二付、氏神及ヒ婦依寺無之旨、戸籍帳へ附紙ヲ以差出候処、

同宗之儀ハ元來御国禁ニ有之、兼テ一般熟知之処、前件之次第如何之譯ヤ、其

顛末委詳取調、来ル廿五日限可届出事、

明治七年十月十日 長官御名

右区

正副区長⁽¹⁸⁾

牧山源吉ら二十九戸の者はキリシタンであるために、戸籍帳へ氏神（神社）と婦依寺（檀那寺）を記さなかった。キリシタン宗は元々国禁であるため、その詳細を取り調べて、十月二十五日までに届け出るように長官の名で県は正副区長に命じている。また同じ頃に戸籍帳をもに行われた徴兵調べの際に氏神・寺院の記載がなく、キリ

シタン宗とのみ記載され、その始末を取り調べるように県庁筆生の前田武蔵が副区長に命じている。⁽¹⁹⁾

このように禁制から解放されたキリシタンは戸籍上でもキリシタンであることを主張するようになったのであった。⁽²⁰⁾

4 復活キリシタン（カトリック入信者）とカクレキリシタン

禁教解除の影響はキリシタン内部にも及んだ。キリシタン禁制が解除されたことは、キリシタン自身に対しても信仰に関する影響を与えた。禁教が解除となり公然と信仰表明ができるようになったことは、キリシタンの念願であった。しかし、急速な信仰をめぐる状況変化に戸惑うキリシタンが現れたのであった。そして、キリシタン内部においても信仰をめぐる軋轢や確執が生じたのであった。カトリック入信を拒んだキリシタンはカクレキリシタンと称され、カトリック教徒となったキリシタンは復活キリシタンと称される。ここで、キリシタン内部で信仰をめぐるように分派した時代的背景を考察する。

禁教解除後のキリシタン集落におけるカトリック入信者の割合は様々であった。ほとんどがカトリックに入信した集落も存在し、ほとんどが入信しなかった集落も存在した。キリシタンの中には集落の状況に合わせてカトリックに入信した者や、反対にカトリック入信を拒んだ者も存在した。そのため、キリシタン内部ではカトリック入信をめぐる問題も発生した。ほぼ全村民がキリシタンであった生月ではカトリック入信者に制裁が加えられた事件が起こっている。生月は、布教が遅れて開始されたこともあり、カトリックに入信する者はほとんど現れなかった。そして、明治十二年（一八七八）に二十二名が「長崎天主堂切支丹宗」に転宗すると長崎県庁に届け出たところ、飲用水の差し止め、親族出入り禁止、婚娶の禁止、屋根葺き替えの禁止等の十二ヶ条を「絶交のヶ条」として村民から言い渡された。そしてカトリック入信者は、日々の生活もできなくなるほど困り果て、平戸警察に訴え出したのであった。⁽²¹⁾ このような事件が起きたこともあり、生月では世間体を気にしてカトリック入信を拒む者も現れた。このような事件が起きたことは、禁教解除後生月で大部分のキリシタンがカトリック入信を拒んだ理由の一つであったようである。

また、長崎市郊外の伊王島にある馬込というキリシタン集落では、カトリック入信を拒んだキリシタンがカトリックか仏教のどちらかに入信することを迫られ、最終的

にカトリックに入信するという出来事があり、その時に布教した宣教師がその模様を報告している。

……「離れ」である二〇の家族の立場は面倒なことになった。宣教師を呼ぶには決心がつかない。さりとて、僧侶を呼ぶのはいやである。というのは、この人々は結局、祖先からの伝統を大切にしてきたからである。そこで、それまでと同じようにすることに決め、自分たちの手で死者を埋葬することにした。

しかし、村長はそうは考えない。彼は僧侶か宣教師か、そのいずれかを選べと命じる。さんざん逃げ口上を使ったあげくのはて、彼らは自分たちには逃げ道がなく、村長は絶対に譲歩しないと見て取って、我々の同僚を呼んだのである。……²²⁾

馬込のキリシタンは、禁教解除となり信仰が自由になると、カトリックでもなく、仏教徒でもない状態ではいられなくなったようである。カトリックか仏教か信仰の選択を迫られるようになり、却って自由でなくなったようである。馬込では以後「離れ」(カクレキリシタン)は消滅し、キリシタンは全員カトリック教徒となったが、その背景にはこのような出来事があったのである。

このように禁教解除後の信仰をめぐる問題はキリシタン内部でも発生し、キリシタン内部ではカクレキリシタンと復活キリシタンに分派した集落があった。そして、キリシタンのカトリック入信は、集落内部の状況に係したのであった。²³⁾

おわりに

以上、見てきたように明治政府がキリシタン禁制を解除したことによりキリシタンは国家による規制からは解放された。禁教解除以降、キリスト教への規制が残りつつも、キリシタンは信仰面において一定程度自由になった。²⁴⁾しかし、規制から開放されたことで信仰態度を変化させ、信仰表明したキリシタンを村社会は却って忌避するようになった。禁教解除はキリシタン集落のあり方を変化させ、キリシタンと非キリシタンの確執を表面化させる結果となった。そして、キリシタン内部においてもカトリック入信をめぐる様々な問題も起こった。明治政府が禁制を解除したことでこのようにキリシタン集落やキリシタン内部で状況が変化したのである。

禁制下で信仰を隠匿していた段階のキリシタンは村落を生活基盤として、非キリシタンと村社会を運営していたのであるが、禁教が解除されると信仰を生活基盤とするようになり、村社会において非キリシタンと分裂状態となった。そして、禁教解除後に村社会・地域社会ではキリシタンを忌避する動きが活発になり、分裂は激化していくことになった。禁教解除はキリシタンを排除していた国家秩序から彼らを解放させた一方で、キリシタン集落内部において信仰をめぐる軋轢や問題を生じさせた。キリシタンは禁教解除により新たな秩序形成の模索を開始するのであった。

このような禁教解除によるキリシタン集落内部における変化は、キリシタンをめぐる近世から近代への転換を意味していると言える。それは国家による規制から村社会・地域社会内部のせめぎあいへの変化と定義できるのである。²⁵⁾

註

- (1) 当該期のキリシタン研究は古くから行われてきた。著名なものには姉崎正治『切支丹禁制の終末』同文館、一九二六年、浦川和二郎『切支丹の復活』前篇・後編、日本カトリック刊行会(一九七九年に国書刊行会より改訂版発行)、戸谷敏之『切支丹農民の経済生活——肥前国彼杵郡浦上村山里の研究』伊藤書店、一九四三年、片岡弥吉『浦上四番崩れ——明治政府のキリシタン弾圧』筑摩書房、一九六三年等があげられる。しかし、これらの研究は主に当該期のキリシタンの動向を紹介したものであった。近年における当該期のキリシタン研究は主に外交問題の経過や権力側の宗教政策の過程から詳細に明らかにされてきた。主なものは、鈴木裕子「明治政府のキリスト教政策——高札撤去に至る迄の政治的過程——」『史学雑誌』八六—二、一九七七年、安丸良夫「近代転換期における宗教と国家」安丸良夫・宮地正人編『日本近代思想大系5 宗教と国家』岩波書店、一九八八年、三好祥子「明治初期のキリスト教政策の転換に関する一考察」『お茶の水史学』三五、一九九二年、家近良樹『浦上キリシタン露頭事件』吉川弘文館、一九九八年、鈴江英一「切支丹禁制高札撤去後の禁教政策」『キリスト教史学』五三、一九九九年、同『キリスト教禁制以前』岩田書院、二〇〇〇年、同「切支丹禁制高札撤去布告後の禁教政策・追論」『キリスト教史学』六〇、二〇〇六年、山崎渾子『岩倉使節団における宗教問題』思文閣、二〇〇六年などがあげられる。しかし、キリシタンが信仰を表明してからのような動向を示し、村社会においてどのような

問題が起きたのか、という問題に関しては検討の余地が残されているように思われる。信仰表明したキリシタンの動向については、従来の研究でもないわけではなかったが、宣教師の指導を受けた様子などの信仰活動に関わることや、権力側の弾圧に抵抗した強靱な信仰心に目が向けられ、キリシタンを取り巻く村社会内部の動向についてはそれほど触れられてなく、見落とされてきたように思われる。当該期における村社会とキリシタンの関係についての研究に、中村博武「浦上四番崩れにおける宣教師の論理」『宣教と受容——明治期キリスト教の基礎的研究』思文閣、二〇〇〇年、大橋幸泰「キリシタン民衆の転回と禁教高札撤去」『キリシタン民衆史の研究』東京堂出版、二〇〇一年、があるが、二つの研究は浦上四番崩れを対象としており、禁教解除後のキリシタンと村社会の関係についてはそれほど触れられてない。大橋幸泰は展望する形で終えている。

本論文では以上のことをふまえて、特に禁教解除後のキリシタンと村社会の関係について分析した。

- (2) 「明暦年中郡村邪宗発起始末之事」(見聞集三十九)『日本庶民生活史料集成一八 民間宗教』三一書房、一九七二年(以下『史料集成』と略す)七二六～七二七頁。
- (3) 浦川和二郎『切支丹の復活』前編、日本カトリック刊行会、一九二七年、二六三～二七〇頁、片岡弥吉『かくれキリシタン——歴史と民俗』日本放送出版協会、一九六七年、二二七頁～二三一頁、同『日本キリシタン殉教史』時事通信社、一九七九年、五四二～五四八頁、大橋幸泰『キリシタン民衆史の研究』岩田書院、一八二～一八四頁、参照。
- (4) 『天草古切支丹資料』一～三、九州史料刊行会、一九五九年、古野清人『隠れキリシタン』至文堂、一九六六年、四五頁～八七頁、参照。
- (5) 片岡弥吉『キリシタン殉教史』五四七頁、大橋幸泰『キリシタン民衆史の研究』一五〇から一五一頁、「肥前国浦上村百姓共異宗信仰いたし候一件御仕置奉伺候書付」『史料集成』八三三～八四六頁、参照。なお、浦上三番崩れの前に、浦上二番崩れが天保十三年(一八四三)に起きているが、この事件に関しては、直接的史料がなく、伝承により伝えられており、事件の内容は今でも明らかにされていない。
- (6) 『日本近代思想大系5 宗教と国家』四四〇～四四一頁参照。
- (7) 「浦上村山里本原郷百姓三八儀、母たか病死仕候を旦那寺聖徳寺江不拘埋葬仕候

一件差出の儀申上候書付」『史料集成』八五七～八五八頁。

- (8) フランス人宣教師が浦上村のキリシタンと遭遇した出来事は、当時長崎港の大浦天主堂に着任していた宣教師プティジャンが書き記した、純心短期大学・長崎地方文化研究所編『プティジャン司教書簡集』純心短期大学、一九八六年、にやや詳しく記録されている。

- (9) 浦上四番崩れの幕末期における動向に関しては『幕末維新外交史料集成』二巻、財政経済学会、一九四三年、三～一三〇頁、に詳細に記録されている。
- (10) 浦上四番崩れが起こった時の浦上村のキリシタンは、浦上村に留まることなく、場所を越えて、五島や出津などにも信仰を広め、広域的に組織化しようとするネットワークを形成させた。そして、そのような動きを幕府・明治政府も把握していた。平戸のキリシタンも浦上村のキリシタンのそのような活動の影響を受けたようである。

- (11) 国立公文書館蔵「耶蘇教二関スル書類」請求番号、本館2A-035-01・記00402100°。
- (12) これは明治五年(一八七二)に施行された大区・小区制による平戸の区画である。(明治五年)二月一日に施行された時に長崎県下は、九十一大区六百三十一小区に分画され、その後、合併され削減された。

- (13) 国立公文書館蔵「長崎県下旧平戸県紐差村・宝亀村異宗徒処分」請求番号 本館2A-001-00・別00002100°。

- (14) 同右。
- (15) 同右。

- (16) 「肥前国浦上村百姓共異宗信仰いたし候一件御仕置奉伺候書付」『史料集成』八三五頁。浦上村では、禁制下にキリシタンと非キリシタンの村民が一丸となり、このような習俗的な信仰行事を行っていたものと思われる。

- (17) 伊勢大麻をめぐる問題に関しては『日本近代思想大系5 宗教と国家』一八四～一九三頁において各地の事例が上げられている。仏教関係では、真宗門徒か各地で大麻を忌避する動きが見られたため、東本願寺が大麻頒布を王法として拝受するように門徒に布達している。同書二二九～二三〇頁参照。しかし、キリシタンは、記録にあるように、一貫して頒布を拒否したものと思われる。

- (18) 佐賀県立図書館蔵「明治七年中戸籍編成録」請求番号 県十七一十四°。
- (19) 同右。

(20)この頃は、例えば、『切支丹の復活』後編、七七五〜七八九頁には、天草地方において、キリシタンの自葬をめぐる裁判事件が起き、最終的に伝道師を教導職とみなし、伝道師が葬儀を行うとされた。このような信仰の自由をめぐる問題は禁教解除後に地域社会内部でしばしば起こった。

(21)『切支丹の復活』後編、七八九〜七九八頁。

(22)松村菅和・女子カルメル修道会『パリ外国宣教会年次報告1』聖母の騎士社、一九九六年、一〇三頁（一八八四年年次報告）。

(23)カクレキリシタンとは、禁教解除後に宣教師たちが強く働きかけたにもかかわらず、カトリックに入信せず、仏教、神道、民俗信仰等と習合した潜伏時代の信仰形態を保持した集団をいう。生月や平戸の根獅子では、ほとんどがカクレキリシタンとなった。カクレキリシタンとなった主な理由は、カトリックが自分たちの信仰とかけ離れて入信に違和感があったためであるが、カトリックに入信したことで村社会から制裁を受けるなどしたため、世間体を気にして入信できず、結果的にカクレキリシタンとなってしまった者もいたようである。このようにキリシタン内部で軋轢や確執が生じたことは、信仰の自由がもたらした矛盾であろう。(24)当該期には、例えば明治九年（一八七六）には日蓮宗不受不施派の再興が許可されるなど、幕藩体制下で禁制とされた信仰が解放された。しかし、ほとんどの宗教が完全に自由ではなかった。

また、当該期のキリスト教信仰に関しては、例えば鈴江英一氏は、『キリスト教解禁以前——切支丹禁制高札撤去後の史料論——』等において、禁教高札の撤去にはキリスト教黙許の意図はなかった、としている。禁教高札撤去は法令改革の一つであり、明治政府の方針は一貫してキリシタン禁制の継続であったという。しかし、禁教高札の撤去とともに流罪となっていた浦上村のキリシタンは解放となっており、プロテスタント界も禁教高札撤去を契機に本格的に布教活動を開始している。キリシタン禁制の継続の意図があったようであるが、このようなキリスト教界の動きに明治政府はキリスト教を黙許せざるをえなくなったといえよう。そのため、拙者は禁教高札撤去を禁教解除と考える。

(25)例えば牧原憲夫氏は『客分と国民のあいだ——近代民衆の政治意識』吉川弘文館、一九九八年、において国民国家の基本的特徴はあくまでもプロセスにあり、せめぎあいの場を生きたことが、近代社会に課せられたことである、としている。

また、安丸良夫氏は『神々の明治維新——神仏分離と明治維新——』岩波新書、一九七九年、において神仏分離から国家神道成立の過程を、国家と民俗の対抗関係から検討し、この過程が近代以降の日本人の精神に強い印象を与えているメカニズムを明らかにした。これらの指摘をふまえて、せめぎあいの場を生きた地域信仰・民俗信仰の間に確執が生じた近代期のキリシタンの動向を見ていくことが今後の課題である。

本論文は長崎のキリシタンと社会・国家の関係が、時代とともにどのように変化したかを分析することを目的とする。特に変化の著しかった近世後期と近代初期に焦点を当てた。着眼点は江戸幕府、明治政府のキリシタン政策やキリシタンに対する対応とキリシタン集落の内的変化や周辺集落の村民とキリシタンの関係の変化を詳細に分析し、江戸時代から明治時代への移行は、キリシタンにとっては近代化等の一般概念は通用しない体験であったことを示すことである。そして、キリシタンの信仰意識や信徒自身のあり方は、時代状況により異なり、それぞれの時代に即した形で表れたが、それらはどのような形で表れたか、彼らを取り巻く国家・社会とどのように関わったか、明らかにした。

近世から近代への移行期におけるキリシタンに関する先行研究は、主に権力側の宗教政策や外交問題の観点から行われてきた。しかし、キリシタンが生活していた村社会において村民とどのような関係であったか、信仰を表明してからのキリシタンの動向は村社会にどのように影響したかについてはそれほど触れられておらず、検討の余地があるように拙者には思える。そのような問題意識から、本論文では近世と近代におけるキリシタン集落内部におけるキリシタンのあり方と国家・社会との関係の変化を分析した。

第一章「近世期のキリシタン」では、近世期におけるキリシタンと国家・社会との関係について、前中期と後期に起こったキリシタン露頭事件の記録史料から検討した。近世前期に起こった大村郡崩れは幕府のキリシタン禁制を強化させる契機となった。キリシタンは表面的に姿を消し、潜伏して信仰を継承した。近世後期には、浦上一番崩れ、浦上三番崩れ、天草崩れと称されるキリシタン露頭事件が断続的に起こっている。一世紀半以上を経て起こった近世後期のキリシタン露頭事件では、幕府のキリシタン認識も変化し、キリシタンは「異宗」として処理された。これは、近世前期においては、幕府はキリシタンを島原・天草一揆の記憶から危険視していたのに対して、近世後期においては、キリシタンは幕藩体制に従順な百姓と見なしていたためと考えられる。そして、キリシタンの信仰は、この間に習俗化した。

第二章「近世・近代移行期のキリシタン」では、キリシタンと国家・社会の関係が

大きく変化する契機となった浦上四番崩れにおけるキリシタンの動向を見ていった。浦上四番崩れは、浦上村のキリシタンが旦那寺に許可せず葬儀を行い、寺請と決別することを宣言したことで始まった。宣教師と接触したことで、浦上村のキリシタンは信仰態度を隠匿から表明へと変化させた。そして、村社会との関係も変化した。浦上村では、キリシタンと非キリシタンの確執が表面化して、村内は分裂状態となった。そして、信仰態度を変えたキリシタンは、浦上村に留まることなく、他地域のキリシタン集落へ出向き、信仰のネットワークを形成させ、広域化・組織化させた。また、この時にキリシタンは現世利己的な信仰観を後退させ、来世救済的な信仰観を突出させ、旦那寺の葬儀では来世で救済されないと主張している。

浦上村のキリシタンが信仰態度を変化させ、信仰表明したことにより、権力側はその対応を迫られた。厳禁とするキリシタンの信仰を表明し、寺請を拒否して自葬するなど、明らかに幕府の政策に反目する動きを取ったため、幕府は放置できなくなり、召し捕らえた上で改心を迫った。この時に幕府はキリシタンの行為を一揆的な集団と見なして、再び危険視している。そして、幕府の政策を踏襲した明治政府により、浦上村のキリシタンは総流罪となった。

第三章「近代初期(明治初期)のキリシタン」では、禁教解除後のキリシタンの動向と村社会の関係について見ていき、禁教解除がキリシタン集落に与えた影響について検討した。この章は、従来のキリシタン史で触れられず、見落とされてきた部分を新しい史料を用いながら分析した部分で、論文の中心的部分である。

禁教解除は、キリシタンを排除した国家秩序からは解放させたが、村社会・地域社会内部では、キリシタン・非キリシタンとの確執を深刻化させた。そして、場所によっては、キリシタン内部においても、カトリック入信をめぐり分裂した。禁教解除により信仰表明したキリシタンが村社会内部で忌避された模様を見ていき、キリシタンと村社会の関係はどのような状態であったか検討した。

論文では、キリシタン自身のあり方や彼らを取り巻く社会・国家の関係は時代により異なるということを示し、それぞれの時代状況に即して分析し、時代の全体像に位置づけて考察した。